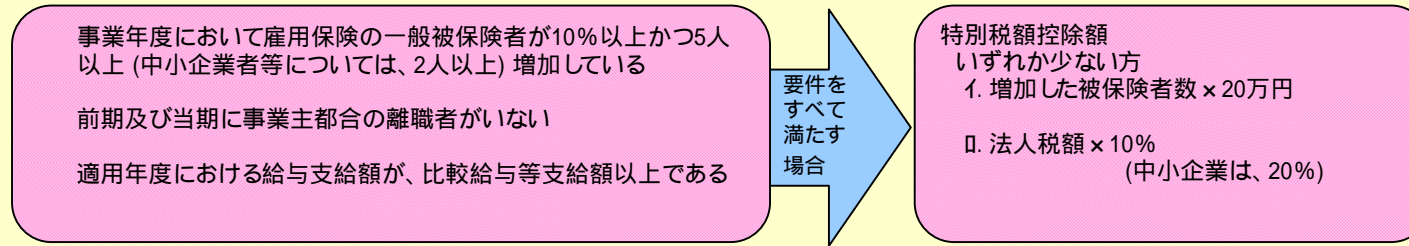


法人税】

[] 雇用促進税制

青色申告法人が、従業員のうち雇用保険の一般被保険者数が増加している等の証明がされるなど、一定要件を満たす場合には、法人税額の税額控除が受けられる制度が創設されました。

(平成23年4月1日から平成26年3月31日に開始する事業年度に適用)



この制度を受けるためには、その受けようとする事業年度開始後2ヶ月以内に雇用促進計画を作成し、ハローワークへ提出する必要があります。

[] 環境関連投資促進税制

青色申告法人が、エネルギー・環境負荷低減推進設備等の取得等した場合一定の要件の下に、特別償却又は法人税額の税額控除が受けられる制度が創設されました。

(平成23年6月30日から平成26年3月31日の間に取得等した場合に適用)

